

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和8年2月16日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和8年2月16日（月曜日）

出席議員（16名）

1番	小川克也君	2番	赤間しづ江君
3番	鎌田暁史君	4番	伊藤嘉樹君
5番	平渡亮君	6番	櫻井勝君
7番	今野信一君	8番	堀籠日出子君
9番	文屋裕男君	10番	赤間則幸君
11番	金須新一君	12番	須藤義君
13番	畠山由美君	14番	菊池美穂君
15番	熱海文義君	16番	渡辺良雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野俊彦君
理事	石川良彦君
理事	若生裕俊君
理事	小川ひろみ君
代表監査委員	木村祐喜君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	千葉恭啓君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	嶋津秀君
環境管理センター所長	

消防本部 消防長	清野 康 広 君
消防本部 次長	山家 貴 広 君
消防本部 総務課長	數野 智 志 君
消防本部 警防課長	水上 孝 夫 君
消防本部 指令課長	佐藤 孝 之 君
消防本部 予防課長	中島 猛 君
黒川 消防署長	石川 久 志 君
富谷 消防署長	田口 学 君

職務のため議場に出席した職員

総務課 参事	碓井 豪 君
総務課 総務係長	長崎 光 君
総務課 主査	野口 綾 君

議事日程

令和8年2月16日（月曜日）

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	諸般の報告	4 頁
第 4	議案第 1 号	9 頁
第 5	議案第 2 号	10 頁
第 6	議案第 3 号	11 頁
第 7	議案第 4 号	13 頁
第 8	議案第 5 号	17 頁
第 9	議案第 6 号	18 頁
第10	議案第 7 号	19 頁
第11	議案第 8 号	23 頁
第12	議案第 9 号	25 頁
第13	議案第10号	27 頁

第14	議案第11号	29頁
第15	議案第12号	47頁
第16	議案第13号	49頁
第17	議案第14号	50頁

午後 1時58分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 1号 訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とすることに伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 2号 職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 8号 令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 9号 令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 令和8年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
- 議案第12号 令和8年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
- 議案第13号 令和8年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
- 議案第14号 令和8年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

午前10時00分 開会

○議長（渡辺良雄君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は16人です。

ただいまから、令和8年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺良雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番伊藤嘉樹君、5番平渡 亮君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、1月21日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺良雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（渡辺良雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事会より報告事項がありますので、報告します。理事長、浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） おはようございます。

それでは、諸般の報告でございますが、既に配付しております資料でございますとおり、議決事件に該当しない契約及び財産の取得についての議会報告といたしまして、公立黒川病院におけるボイラー設備用冷凍機更新工事に係る請負契約について、担当より報告させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長、千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、お手元の資料、諸般の報告で御説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開き願います。

議決事件に該当しない契約及び財産の取得について報告するものでございます。

工事請負契約の報告 1 件でございます。

令和 8 年度ボイラー設備用冷凍機 1 号機更新工事としまして、随意契約により 1 月 29 日に契約。契約額 5,170 万円で、契約相手方は仙台市青葉区本町 1 丁目 13 番 22 号、東北三建 S E 株式会社様と契約を締結してございます。

報告は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） これで、諸般の報告を終わります。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長、浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 本日、ここに令和 8 年第 1 回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。日頃より、本組合の運営に対しまして格別の御理解と御協力を賜っておりますことに心より御礼を申し上げます。

初めに、新消防庁舎の令和 8 年 4 月 1 日供用開始に向けた消防機能移転の進捗状況について御報告申し上げます。

消防機能の移転につきましては、消防業務に支障を来すことのないよう計画的に進めているところでございます。高機能消防指令システムにつきましては、機器全体のおよそ 3 分の 2 の移設が既に完了し、2 月 12 日には新庁舎への 119 番回線の切替えを実施いたしました。これにより、現在は新庁舎において通報の受信を行っております。なお、残る機器につきましても、3 月末までに移設を完了する予定としております。その他の消防機能につきましても、万全の体制の下、慎重に作業を進めているところでございます。供用開始に向け、引き続き機能移転を着実に推進してまいります。

それでは、定例会の開会に当たり、令和 8 年度の組合運営方針等について申し上げます。

富谷・黒川地域におきましては、宅地や工業用地の開発が引き続き進展しており、地域の活力や暮らしの質をさらに向上させる取組が着実に進んでおります。こうした中、本組合が担います、環境衛生行政、消防行政、さらには医療・福祉関連行政など、広域行政分野における役割はより一層

多様化、高度化しており、その重要性はますます高まっております。本組合といたしましては、住民の皆様の安心安全を守り、地域の生活環境の向上に資するため、関係市町村と緊密に連携を図りながら、将来を見据えた効率的かつ効果的な広域行政を推進し、その役割を着実に果たしてまいります。

それでは、事務事業ごとに申し上げます。

初めに、衛生部門でございます。

黒川浄斎場につきましては、施設運営を民間に委託し、安定した運営が継続されております。今後も施設の長寿命化を見据え、計画的な維持補修を進めるとともに、受託者と連携を密にし、施設の安全性の確保と利用者の利便性向上に配慮した適切な管理運営に努めてまいります。

環境衛生センター、し尿処理施設につきましては、運転管理を民間に委託し、安定した処理が行われております。施設更新までの期間におきましては、施設機能の確保を最優先とし、必要最小限かつ効果的な維持補修を実施するとともに、受託者と連携し、水質基準を遵守した施設管理に努めてまいります。

また、し尿処理施設の更新事業につきましては、令和7年度から進めております基本設計を着実に推進するとともに、令和12年4月の供用開始を見据え、計画的に事業を推進してまいります。

環境管理センター、ごみ処理施設のごみ焼却施設及びペットボトル減容施設につきましては、いずれも運転管理を民間に委託し、安定した処理が行われております。今後も受託者と連携し、環境基準を遵守した適切な施設管理に努めるとともに、資源の効率的かつ効果的な回収・処理を進めてまいります。

環境管理センター全体としましては、各処理施設の計画的な維持管理を行うとともに、関係町村と連携し、ごみの分別徹底や排出抑制、減量化に向けた住民啓発を強化し、循環型社会の実現を目指してまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましては、施設の維持管理基準に基づき、今後も適切な処理を行うとともに、環境管理センターでの廃棄物の中間処理において、減容化や再資源化を一層推進し、埋立地の延命化を図ってまいります。併せて、埋立て終了時期を見据え、将来的な施設整備の在り方についても検討を進めてまいります。

次に、消防部門でございます。

初めに、令和7年の活動状況について御報告申し上げます。

火災発生件数は29件で、前年より3件の増加となりました。救急出場件数は4,656件で、前年よ

り231件の増加。救助出場件数は53件で、前年より5件の増加となりました。このように、各出場件数はいずれも増加しており、特に救急出場件数の増加が顕著となる状況となりました。

こうした状況を踏まえ、近年の気候変動による各種災害への対応や、高齢化社会の進展に伴う救急搬送需要の増加、さらにはその高度化に対応するため、引き続き消防体制の充実を図り、地域住民の皆様の安心安全の確保に向け、迅速かつ適切な消防活動に努め、消防の使命を確実に果たしてまいります。

次に、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会でございます。

これら審査会につきましては、公正かつ円滑な認定業務の推進に努めるとともに、高齢化の進展に伴う認定件数の増加を見据え、効率的な審査体制の確保と適正な運営に努めてまいります。

最後に、病院事業でございます。

公立黒川病院につきましては、引き続き公立黒川病院経営強化プランに基づき、外来機能では現行の診療体制の維持に努めるとともに、在宅医療の充実や総合診療科を中心とした医療機能の提供を推進してまいります。また、入院機能では回復期病床及び地域包括ケア病床を活用し、病床利用率の向上を図りながら、地域ニーズに即した医療サービスの提供に努めてまいります。

医師確保に向けた取組につきましては、引き続き宮城県をはじめとする関係機関との連携を強化し、必要な医師の派遣や診療支援が安定的に受けられる体制の確保に努めてまいります。

また、指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会との連携を一層強化し、運営体制の安定化を図るとともに、公立黒川病院の理念であります、黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保の実現に向け、持続可能で安定した病院経営に努めてまいります。

以上が令和8年度の運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案について、概要を御説明申し上げます。

議案第1号、訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とすることに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とするとともに、同事業会計を廃止するため、関係する条例を一括して改正するものでございます。

議案第2号、職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、段階的に消防力の強化を図るため、消防の事務部局における職員定数を改正するものでございます。

議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準じ、所要の改定を行うとともに、職務の級を7段階とすることについて、併せて改正を行うものでございます。

議案第5号、消防本部及び消防署の位置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防庁舎の移転に伴い、消防本部及び黒川消防署の位置を改正するものでございます。

議案第6号、黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、総務省消防庁の通知に基づき、対象火気設備等について所要の改正を行うものでございます。

議案第7号から議案第10号までの令和7年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、各事務事業の所要経費について整理したものでございます。

議案第11号から議案第14号までは、令和8年度各種会計予算でございます。予算の編成に当たっては、これまでの事務事業を安易に前例踏襲することなく、最少の経費で最大の成果を上げるべく、それぞれの必要性や費用対効果を検証した上で編成したものでございます。

一般会計につきましては、総額29億8,236万6,000円を計上するものでございます。

主な事業といたしましては、衛生費のし尿処理費では、し尿処理施設更新事業として2か年で進めております基本設計・事業者選定アドバイザー業務委託経費を計上し、ごみ処理費におきましては各処理設備の整備工事に係る経費を計上しております。

消防費では、旧消防庁舎解体工事、既存庁舎の修繕工事に係る経費を計上しております。さらに、車両の整備費としまして、高規格救急車、人員搬送車の購入経費を計上するものでございます。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査会の運営経費としまして、総額1,501万4,000円を計上するものでございます。

障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、こちらも審査会の運営経費といたしまして、総額116万4,000円を計上するものでございます。

病院事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を、1日平均患者数で一般病棟入院患者を82人、回復期病棟入院患者を49人、外来患者を175人と見込むものでございます。

また、病院事業会計における市町村負担金は、医療機器更新経費、設備修繕経費、企業債償還金、指定管理者への運営交付金など総額で4億3,272万3,000円を計上するものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

何とぞ慎重に御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。それでは、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案第1号 訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とすることに
伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第4、議案第1号訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とすることに伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案第1号訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とすることに伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

1ページを御覧ください。

こちらに関しましては、令和7年12月22日の組合議会全員協議会にて、訪問看護ステーション事業会計の廃止についてということで説明させていただいております。その際に、令和3年度に病院事業の委託形態を代行制から利用料金制に移行したことによりまして、組合会計におけるステーション事業会計の事業収支がゼロになり、ステーション会計自体を維持する必要性がなくなったということで、病院事業会計の附帯事業とするというものでございます。今回はそれに伴いまして、関係条例を改正するものでございます。

まずは、課設置条例の一部改正でございます。

第1条、課設置条例の一部を次のように改正いたします。表を御覧ください。改正前、改正後となります。第2条の4号の文言を削除しまして、それによる番号のずれを修正するというものでございます。

続きまして、病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

第2条、病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正いたします。附帯事業として、第2条の2に文言を追加いたします。

続いて、2ページを御覧ください。

第10条の3号、4号に文言を追加しまして、それに伴い番号のずれを修正するものでございます。

次に、黒川地域行政事務組合特別会計条例の一部改正でございます。

第3条、黒川地域行政事務組合特別会計条例の一部を次のように改正するものでございます。設置第1条の2号を削除しまして、それに伴う番号のずれを修正するものでございます。

公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部改正でございます。

第4条、黒川病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正いたします。改正前、改正後の

文言を御確認いただきまして、下線部を追加あるいは修正するものでございます。2、3ページ、4ページの上段までございますので、御確認ください。

続きまして、4ページ中段を御覧いただきます。

第5条、訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例は廃止するというものでございます。

最後に附則としまして、1、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。2としまして、第5条の規定による訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の廃止の施行の日前に係る利用料の取扱いについては、なお従前の例によるものがございます。

以上が訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とすることに伴う関係条例の整理に関する条例の説明でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第4、議案第1号訪問看護ステーション事業を病院事業の附帯事業とすることに伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第5、議案第2号職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。

議案第2号職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由でございますが、段階的に消防力の強化を図るため、消防の事務部局の職員定数を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第2条第3号に規定する消防の事務部局の職員の定数を167人から188人に改めるものでございます。

最後に附則でございます。令和8年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 消防の定数に関しては、私以外にも議員のほうからかなり指摘が入っていた事項だと思いますが、総務省消防庁で示されている指針消防力、これは210名に近い数字であったと思いますが、今回の改正、188名定数ということで、これは最終的な目標になるのか、それとも経過点になるのかをまずはお伺ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） 消防長、清野康広君。

○消防本部消防長（清野康広君） 現在、この数字、188に対しましては、消防力の強化ということで段階的に考えておりました。今回は救急隊、それから富谷の消防力の基準を強化するための増員ということでの段階的な部分でございます。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 段階的に増やされるということで、今後の採用とか、教育のスケジュールについてお伺ひをいたします。

○議長（渡辺良雄君） 消防長、清野康広君。

○消防本部消防長（清野康広君） これから消防のほうはますます高齢期職員、そのほか女性職員も増えてまいりますので、消防力の指針に基づいて強化をしてまいりたいと思っております。時期的には数年後も検討していかなければならないということでは思っております。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第2号職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第6、議案第3号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

議案書の6ページをお開き願います。

議案第3号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明はお配りしております別冊の議案説明資料、第3号、第4号関係でさせていただきたいと思っておりますので、説明資料の1ページをお開き願います。

それでは、1点目の改正理由でございます。令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で、特別職の期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

2点目の改正概要でございます。議案書と併せて御覧願います。

(1) 第1条関係につきましては、令和7年12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げる改定を行うもので、支給割合を100分の172.5から100分の177.5に改めるものでございます。

(2) 第2条関係につきましては、令和8年4月以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期で均等にするため、支給割合を100分の177.5から100分の175に改めるものでございます。

3点目は、施行期日でございます。

第1条は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用とするもので、差額は遡及して支給するものでございます。

第2条は令和8年4月1日から施行とするものでございます。

下段は参考としまして、期末手当の支給割合の改定内容を整理したものを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第3号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第7、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第4号について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧願います。

議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらも説明は別冊の議案説明資料でさせていただきたいと思っておりますので、説明資料の2ページを御覧願います。

1点目の改正理由でございます。

こちらも特別職同様に令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で、職員の給料表、勤勉手当の支給割合、各種手当等の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

2点目の改正概要でございます。こちらも議案書と併せて御覧願います。

(1) 第1条関係でございます。

アの通勤手当の改定につきましては、現行の手当額を距離区分に応じ200円から7,100円の範囲で引き上げる改正を行うもので、令和7年4月に遡及して改定とするものでございます。

イの宿日直手当の改定につきましては、国に準じ、支給限度額を引き上げるものでございます。

3ページにまいりまして、ウの令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定につきましては、再任用以外の職員については100分の2.5を引き上げ、100分の125から100分の127.5に、再任用職員につきましては、こちらも100分の2.5を引き上げ、100分の70から100分の72.5に改めるものでございます。

エの令和7年12月期の勤勉手当の支給割合の改定につきましては、再任用以外の職員については、こちらも100分の2.5を引き上げ、100分の105から100分の107.5に、再任用職員につきましては100分の2.5を引き上げ、100分の50から100分の52.5に改めるものでございます。

オの給料表の改定につきましては、行政職給料表及び医療職給料表を国の引上げに準じた給料表

に改めるものでございます。

本改正につきましては令和7年4月からとし、差額を遡及支給するものでございます。

4ページにまいりまして、(2)第2条関係でございます。

こちらは令和8年4月以降に係る改正となります。

議案書は17ページからとなります。

アの通勤手当の改定につきましては、距離区分を条例から規則に移行し、現行の上限60キロ以上から100キロ以上を上限とする距離区分及び手当額を新設するものでございます。また、月額5,000円を上限とする駐車場利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

5ページにまいりまして、イの令和8年4月1日以降の期末手当の支給割合の改定でございます。

こちらにつきましては、6月期、12月期で均等にするため、再任用以外の職員については100分の127.5から100分の125に、再任用職員につきましては100分の71.25から100分の70に改めるものでございます。

ウの令和8年4月1日以降の勤勉手当の支給割合の改定につきましては、6月期、12月期で均等にするため、再任用以外の職員については100分の107.5から100分の105に、再任用職員につきましては100分の51.25から100分の50に改めるものでございます。

エの給料表の改定につきましては、議案書は21ページからとなります。

こちらは職務の級の見直しに伴う改正となります。行政職給料表の職務の級を6級制から7級制に改めるものでございます。

オの級別職務分類表の改定につきましては、議案書は25ページとなります。

こちらにも職務の級の見直しに伴う改正となりまして、職務の級を6段階から7段階に改めるものでございます。

3点目、施行期日につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用とするもので、差額は遡及して支給するものでございます。

第2条は、令和8年4月1日から施行とするものでございます。

下段は参考としまして期末勤勉手当の改定内容を整理したものを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。11番金須新一君。

○11番（金須新一君） 一点御質問させていただきます。

今、総務課長のほうから6級から7級に移行するという御説明をいただきました。

12月の全員協議会でも、その他の部分についても詳しく説明がありました。その12月の全員協議会のときに、理事会事務局の管理職員の手当、消防部局の管理職手当についても御説明をいただきましたが、規則の部分にあっては議会の権限の及ばないところであります。

ただ、説明があったので、その後どうなったか、頂いた資料のままなのか、変更になったのか、回答いただくことは可能でしょうか。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

12月に御質問いただいたところですが、その後、説明した内容のとおりで現在進めている状況となっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） それでは、私から幾つか質問させていただきます。

まず、今回の給料表の改正によって、事務方と消防方のそれぞれのラスパイレス指数について、現状と条例改正後のそれぞれをお伺いたします。まず1点です。

2点目、本組合を構成する4市町村のラス指数と比較して、高いのか低いのかをお知らせください。

そして3点目、先ほど金須議員からもお話ありましたが、昨年12月22日に開催された組合議会全員協議会での金須議員の消防についての質疑に対して、総務課長より理事会部局との均衡を考えて、国で言うと出先機関となると若干低くなると答弁を受けております。国における出先機関とは国家行政組織法第9条に定める、国の行政機関にはその所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより地方支分部局を置くことができるという条文を根拠にしているものと思われま。それでは、お伺いをいたします。黒川消防本部は、黒川地域行政事務組合の所掌事務を分掌させる支分部局なのかをお答えください。

4点目。また、その全協において私も質疑を入れております。理事会の課長職と消防の課長職で権限であるとか、職務の範囲、大きさ、こういったところ、法律や条例で差異があるのかという質疑に対し、総務課長は、職務権限については法律では差異はありませんけれども、組合の事務決裁規程上、理事会部局の課長、室長、あとは消防の事務局であれば消防次長が同等というような位置づけにされていますと答弁を受けております。法律上の差異はないにかかわらず、組合の事務決裁規程で差をつけて諸手当にまでそれが反映されていることは、上位法令との整合性に疑問を感じますが、どのように捉えているかお伺いをいたします。

最後、5点目です。事務決裁権限の差異はあっても組織の大きさが全く相違しております。例えば資料上、理事会部局課長職と同等とされた消防署長を見ても、抱える職員数は黒川消防署で約80名、富谷消防署で約40名と、その管理業務だけでも膨大なものと容易に想像がつきます。さらには、自衛隊の服務宣誓ではございませんが、事に及んでは危険を顧みず身をもって職務の完遂に努めていることは明白であり、その崇高な使命と地域住民の安心安全のため、自らの身を挺して職務に当たる消防職員の諸手当が、理事会部局と比較して低い理由を明確に御説明いただきたいと思えます。

以上、5点について御答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（渡辺良雄君） 少し早いですが、再開をさせていただきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、御質問にお答えいたします。

1点目の組合のラスパイレスということですが、組合全体で95%。現時点です。今回の見直し、7級制に移行した関係については、まだちょっと計算していない状況です。

あと、2点目の市町村のラスパイレスということで、ちょっと本日は手持ち資料がございませんので、こちらについては回答できない状況でございます。

続いて、3点目の消防出先機関というお話でしたが、前回、国の資料のほうにちょっと引っ張られまして、出先機関と言ってしまったんですけれども、そこについてはちょっと訂正させていただきたいと思ひまして、あくまでも消防部局についても組合の組織の一つという状況でございます。

続いて、4点目、5点目も併せてですけれども、理事会部局の課長、消防部局の次長同等というお話です。現時点で事務決裁規程上は同等というような形で、決裁権限で取り扱っている状況でございます。あと、管理職手当の改正の関係ですけれども、今回はあくまでも現行ベースからの改正移行というような形で金額のほうを改正するような見直しを行った状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） ラス関係等、市町村のデータがないということで、明確なお答えはなかった

んですが、まず間違いなく低い可能性が高いという可能性もあるというところで、私が言いたいことは、理事会部局も含めて、この組合は構成4市町村の外注や下請ではないということであり、それぞれの市町村が単独で行えない事業を担当しているわけであり、この地域に必要な事業を行っているわけでありますから、対等であると考えべきだと私は考えております。

前例踏襲やら何やらいろいろなことで、こういったことが身につき過ぎて、思考が硬直化していませんか。情報化社会が先鋭化し、秒単位で時代が流れていく現代社会においては、もっと柔軟で効率的でなければ取り残されてしまう可能性もあります。

また、身を挺して職務に当たる消防職への報いは明確であるべきだと私は考えております。

総合して最後に一つお伺いをいたします。今後の給料や手当の在り方を含めて、職員の待遇その他意識についてどのように考えるのかをぜひ助役からお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 助役、鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） お答えいたします。

いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

この給与関係、非常に大事なことでございますので、議員さんからもいただいた意見、それから世の中の状況、それも踏まえて、今後広範囲に考えた中で、この職員の給与について検討していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第8、議案第5号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。消防本部総務課長、數野智志君。

○消防本部総務課長（數野智志君） それでは、議案第5号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書27ページを御覧ください。

本議案は消防庁舎の移転に伴い、消防本部及び消防署の位置、住所について所要の改正を行うものであります。

新たな住所につきましては、黒川郡大和町吉岡字土保田11番地の4、1 B12Lとなります。なお、現在当該区域は、土地区画整理事業の施行中であり、街区画番号を併記している状況であります。換地処分が終了し、正式な住所が確定した後、改めて必要な条例改正を行う予定としております。

施行日につきましては、令和8年4月1日とするものであります。

議案第5号の説明につきましては以上でございます。よろしく御願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第8、議案第5号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第9、議案第6号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長、中島 猛君。

○消防本部予防課長（中島 猛君） それでは、議案第6号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

改正の理由でございますが、令和7年11月12日付の国からの通知を踏まえ、当組合火災予防条例の一部を改正するものです。

近年のサウナブームを背景に、従来の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等に設置

されるテント型や、木製たる型のバレル型サウナを設置する事例が全国的に増加しております。このような状況を踏まえ、消費熱量が小さいサウナ設備に適用する基準を新たに定める必要が生じたことから、黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、第8条において対象火器設備等の種類に簡易サウナ設備を新たに加え、防火上有効な構造及び安全を確保する装置等に関する規定の整備を図るものでございます。

29ページを御覧ください。

第8条の2につきましては、改正前のサウナ設備を一般サウナ施設へと名称を改めるものでございます。

第31条の7につきましては、住宅における火災の予防を推進するため、感震ブレーカーを新たに加えるものでございます。

第56条につきましては、第1項第6の2号に、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ施設と同様に届出を要することとするため、簡易サウナ施設を新たに加えるものでございます。

30ページをお開きください。

同条の第1項第7号につきましては、改正前のサウナ施設を一般サウナ施設に改めるものでございます。

次に、附則になります。

この条例は、令和8年3月31日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、議案第6号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺良雄君） 日程第10、議案第7号令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長、千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、議案書の31ページを御覧願います。

議案第7号令和7年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ3,647万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を47億5,512万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は債務負担行為の補正となります。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為の補正によるものでございます。

32、33ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ3,647万6,000円の増額でございます。詳細につきましては、後ほど別冊の令和7年度各種会計補正予算に関する説明書で御説明をいたします。

次に、第2表になります。債務負担行為の補正は、表に記載がございます、事項、期間、限度額につきまして、追加させていただくものでございます。サーバー及びパソコン等機器保守委託から、36ページの医療廃棄物の処理業務の44件となるものでございます。

続きまして、別冊の令和7年度の各種会計補正予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

別冊の補正予算に関する説明書の3ページを御覧願いたいと思います。

初めに、一般会計の歳入の予算を説明させていただきます。

1款1項1目市町村負担金は、令和7年度当初予算の負担金の額から増額にならないように調整するものでございます。なお、消防費につきましては、執行見込みによる減額。また、規約による令和7年度の消防費の基準財政需要額の市町村の割合で再算定するものでございます。

2款1項1目衛生使用料から、次ページの4ページになりますが、5款1項2目利子及び配当金までは、収入の見込みにより調整するものでございます。

次に、5款2項1目物品売払い収入につきましては、消防ポンプ車、指揮車、また、ホイールローダーなどの公用車の売払い額を計上するものでございます。

6款1項1目財政調整基金繰入金は、歳出の執行見込みにより、基金繰入額を減額するものでございます。

7款1項1目繰越金は、前年度、令和6年度の繰越金を計上するものでございます。

8款1項1目組合預金利子は、歳計現金預金利子を調整するものでございます。

3項1目消防費受託事業収入は、収入見込みにより調整するものでございます。

5ページを御覧願います。

4款1項雑入になります。環境管理センターの再資源物売払い代や、県消防学校の派遣職員の負担金、また、広域消防総合応援活動交付金としまして、大船渡の林野火災に係る緊急援助隊の活動経費を計上するものでございます。

9款1項1目衛生費と2目の消防債につきましては、起債対象事業費の確定により減額するものでございます。

次ページ、6ページを御覧願います。

歳出について御説明いたします。

歳出予算につきましては、執行見込みにより調整するもので、主な内容について御説明をいたします。

まず、2款1項1目一般管理費につきましては、給料、職員手当及び共済費などについて、執行見込みにより調整させていただくものでございます。

7ページを御覧願います。

2款1項3目財政管理費は、歳出の執行見込みの減額分を財政調整基金に積立てするものでございます。

4款1項2目火葬場費は、執行見込みにより調整させていただくものでございます。

8ページを御覧願います。

2項2目ごみ処理費につきましては、職員人件費をはじめ、管理施設の維持管理経費について、執行見込みにより調整するものでございます。

9ページを御覧願います。

5款1項1目常備消防費につきましては、人事院勧告による給料、職員手当、共済費につきまして、執行見込みにより調整するものでございます。

10ページを御覧願います。

2目の消防施設費につきましては、執行見込みにより調整するものでございます。

以上、令和7年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願います。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 説明書6ページ2款1項1目2節、3節給与、職員手当等についてですが、減額の見込みがついたということで、この数字でございます。要因をお知らせください。（「下がる原因」の声あり）

○議長（渡辺良雄君） 総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） 総務費の人件費の減額の要因でございますが、今年度当初、一般職12人ということで予算計上していたんですけれども、昨年度末1名普通退職によりまして、今年度は11人スタートになりました。その後、育児休業者が出ましたので、その分について減額になっている状況でございます。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 私、何で聞いたかと言いますと、業務改善が進んで労働時間や残業時間が削減したのかなと、そういった要因もあるのかなと思ったんですが、今後こういったところも社会には求められていますので、十分に勘案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） ありがとうございます。今後、時間外削減と労働環境、いい方向に行くようにいろいろ進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 3点お伺いをいたします。

まず、予算書の3ページの一番下の県の補助金の消防費県補助金につきまして、こちら令和6年度はこの項目はなかったんですが、今年度追加になった理由についてお伺いをいたします。

続きまして、4ページの7款繰越金の内容につきまして、こちらも令和6年度なんですが、火葬場の費用について、繰越金が214万円ほど発生しておりましたが、令和7年度繰越金はないということで、こちらの予算に対する実績が釣り合っていたという理解で合っていますでしょうか。お伺いをいたします。

3点目ですが、9ページの4節共済費の市町村職員共済組合負担金なんですが、こちらが1,000万円を超えている金額となっております。こちら、このようになった要因につきまして、どのような理由かお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長、千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、3ページの御質問に答えさせていただきたいと思っております。

消防費県補助金であります。こちらのほう、自動除細動器の総合補助金の交付金という形になってございます。

続きまして、7ページになります。

こちら先ほど議員さんから御意見あったとおり、実質の部分でそうなったものというような形だと思います。

以上です。

すみません、もう一つ。4ページの火葬の部分ですね。そちらのがないという形になってございます。繰越。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） 9ページの消防費の共済費増ということですが、こちらは人事院勧告に伴う給与増に伴うものでございます。消防職員の人数が多い関係上、このような金額になるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、議案第7号令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第11、議案第8号令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長、千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、議案書の37ページを御覧願いたいと思います。

議案第8号令和7年度介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ137万6,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1,291万8,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次の38ページを御覧願いたいと思います。

第1表になります。

歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ137万6,000円の減額でございます。詳細につきましては、各種会計補正予算に関する説明書で御説明させていただきたいと思います。

それでは、各種会計補正予算に関する説明書の23ページを御覧願いたいと思います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金は、歳入歳出の精査によりまして減額するものでございます。

2款1項1目繰越金は、前年度の繰越金になります。

3款2項1目組合預金利子は、預金利子について計上するものでございます。

次ページの24ページを御覧願います。

歳出の予算になります。

1款1項1目介護認定審査会費は、委員報酬、職員の給料及び職員手当、その他の経費につきまして、執行見込みにより調整させていただくものでございます。

以上、令和7年度介護認定審査会特別会計補正予算の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第11、議案第8号令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(渡辺良雄君) 日程第12、議案第9号令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長、田中孝幸君。

○業務課長(田中孝幸君) それでは、議案書39ページを御覧ください。

議案第9号令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

2条では、令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算第2条に定められた、業務の予定量について補正するものでございます。業務予定につきましては、指定管理者に経営を委ねておりますことから、指定管理者より提出されました予定数値を基に計画、計上しております。

(2)年間患者数の入院につきましては、補正前4万7,815人に対しまして、現在の入院利用実績に合わせまして、利用者減の4万4,165人に変更しております。外来患者につきましては、補正前患者数5万8,400人に対しまして、利用者減の5万516人としております。

続いて、(3)番でございます。1日平均患者数につきましては、補正前の入院数131人に対しまして、121人を見込んでおります。外来につきましては、補正前200人に対し、173人を見込むものでございます。

次に、(4)主な建設改良事業、医療機器整備事業ですが、予定しておりました機器の契約が完了し、金額が確定したことを受けまして、補正前の1億5,173万円から1億4,886万8,000円に減額しておるものでございます。

第3条につきましては、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございます。

第1款病院事業収益におきまして71万1,000円を追加し、補正後の予定額を1億6,463万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用において633万3,000円を追加しまして、2億9,488万円を予定額とするものでございます。

40ページを御覧ください。

第4条につきましては、予算4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正をお願いするものでございます。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入において402万2,000円を減額し、補正後の予定額を4億4,037万1,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出において402万2,000円を減額し、補正後の予定額を同じく4億4,037万1,000円とするものでございます。

第5条では、予算第7条に定めました経費の金額を次のとおりに補正するものでございます。

職員給与費を72万4,000円減額し、補正後の予算を1,000万9,000円とするものでございます。

第6条では、予算8条に定めました関係市町村から補助を受ける金額について、資本的勘定から収益的勘定への予算の組替えをお願いする内容となっております。具体的には、40ページ下の表の資本的収入を115万3,000円減額しまして、その上の表の収益的収入に追加するものでございます。市町村ごとの補正額については御覧のとおりでございます。

41ページを御覧ください。

トータルの関係市町村の負担金額に変更はなく、4億121万4,000円のままであります。

議案書については以上でございます。

ここから詳しくは別冊にあります、補正予算に関する説明書にて御説明いたします。

28ページを御覧ください。

令和7年度補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。

収入の部。

1款病院事業収益は71万1,000円増額となります。その内訳でございますが、2項の医業外収益の1目受取利息及び配当金22万9,000円、2目他会計負担金115万3,000円、5目その他医業外収益91万8,000円の減額、7目長期前受金戻入益24万7,000円となります。

次に、下の段の支出でございます。

1款1項1目給与費についてでございますが、こちらは職員1人の給与になります72万4,000円の減額をしたものでございます。

3目経費につきましては、事業執行の確定と今後の緊急の医療機器や設備に係る修繕等に備えまして、172万1,000円の増額をお願いするものでございます。

2 項医業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は42万3,000円の減額となります。

29ページの表を御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入でございます。

1 款 1 項関係市町村出資金については、下段の支出における所要額の確定を踏まえ、関係する市町村出資金を115万3,000円減額し、2 項企業債を290万円減額するものでございます。

次に、下段の支出でございます。

1 項 1 目企業債償還金については、昨年度整備しました医療機器の起債額が確定したことによる調整で16万円を減額するものでございます。

2 項 1 目建設改良費につきましては、医療機器購入の事業額が確定したことによりまして、286万2,000円を減額するものでございます。

3 項 1 目リース資産購入費につきましては、今年度新たにリースにより購入した医療機器はございませんでしたので100万円を減額するものでございます。

30、31ページにつきまして、こちらは給与費明細書となっておりますので、後ほど御参照ください。

32から35ページまでは収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の内訳となりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上が令和7年度病院事業会計補正予算の内容であります。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第12、議案第9号令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第13、議案第10号令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書42ページを御覧ください。

議案第10号令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、第2条で令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算第2条に定めました、業務の予定量につきまして補正するものでございます。業務予定につきましては、指定管理者に経営を委ねておりますことから、指定管理者より提出されました予定数値を基に計画計上しております。

（1）年間利用者数につきましては、補正前、月80人に対しまして、現在の利用実績に合わせまして、利用者増の月93人に変更しております。

（2）利用回数につきましては、補正前、月359回、年間4,308回に対しまして、利用回数増の月400回、年間4,932回としております。

第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございます。

第1款事業収益におきまして、1万5,000円を増額し、補正後の予定額を1万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款事業費用第1項訪問看護事業費用におきまして9万8,000円を追加し、補正後の予定額を9万9,000円とするものでございます。

議案書については以上でございます。

続いて、別冊にあります補正予算に関する説明書について説明いたします。

37ページを御覧ください。

令和7年度補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款事業収益は1万5,000円を増額。1万6,000円となります。その内容ですけれども、1項1目受取利息及び配当金ですが、こちらは預金利息となります。

次に、下段の支出の部でございます。

1 款事業費用第 1 項 6 目棚卸資産減耗費ですが、廃車としました車両の固定資産除却費 9 万 8,000 円となっております。

以上が令和 7 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算の内容であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第 13、議案第 10 号令和 7 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 8 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第 14、議案第 11 号令和 8 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長、千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、議案の 43 ページを御覧願ひたいと思います。

議案第 11 号令和 8 年度一般会計予算について御説明をいたします。

第 1 条は歳入歳出予算となります。第 1 項は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 8,236 万 6,000 円と定めるもので、第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び金額は第 1 表歳入歳出予算によるものでございます。

第 2 条は債務負担行為で、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為によるものでございます。

第 3 条は地方債で、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 3 表地方債によるものでございます。

第 4 条は一時借入金としまして、一時借入金の借入れの最高額を 4 億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用につきまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上しました給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

それでは、44、45ページを御覧願いたいと思います。

第1表歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ29億8,236万6,000円と定めるものでございます。詳細につきましては、後ほど別冊の令和8年度各種会計予算に関する説明書で御説明をいたします。

それでは、46ページを御覧願います。

第2表になります。債務負担行為を定めるものでございます。事項は、サーバー及びパソコン等機器賃貸借において、賃貸借期間が終了することで新たな契約を締結するため定めるものでございます。

第3表地方債になります。消防車両更新、購入事業を定めるもので、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきまして記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、別冊の令和8年度各種会計予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

各種会計予算に関する説明書の3ページを御覧願いたいと思います。

初めに、一般会計歳入予算につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

1款1項1目市町村負担金につきまして、組合の規約第16条第2項に定めるところに、構成市町村の負担金を定めるものでございます。まず、富谷市の負担金につきましてはごみ処理費、最終処分場費を除く経費の負担となりまして、総額で8億8,766万5,000円。大和町の負担金につきましては10億4,791万1,000円。大郷町の負担金につきましては4億4,442万円。大衡村の負担金につきましては3億9,963万1,000円となりまして、各市町村とも前年度と比較しましていずれも増額での負担をお願いする内容となっております。

4ページを御覧願いたいと思います。

2款使用料及び手数料につきましては、それぞれ条例による使用料、手数料の収入でございます。黒川浄斎場使用料、行政財産としまして土地の使用料、施設使用料、目的外の使用料。また、し尿処理施設の処分手数料、消防事務の危険物施設及び火薬類の消費許可申請に係る手数料で、いずれも実績または相手との契約内容に基づいて計上しているものでございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設のモニタリング事業費の補助金でございます。

4款1項1目消防費県委託金につきましては、権限移譲に伴う事務交付金で県通知によるもので

ございます。

5 ページを御覧願います。

5 款 1 項 1 目財産貸付収入につきましては、組合財産の貸付収入でございます。

2 目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子の収入でございます。

2 項 1 目物品売払い収入につきましては、消防車両などの売払い収入として計上してございます。

6 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整としまして財政調整基金の繰入金を計上するものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年の繰越し分を計上するものでございます。

8 款 1 項 1 目組合預金利子につきましては、歳計現金の預金利子でございます。

6 ページを御覧願います。

8 款 2 項 1 目公営企業貸付金元利収入につきましては、公立黒川病院へ貸付けしました貸付金の元利収入でございます。

3 項 1 目消防費受託事業収入につきましては、高速道路の救急業務に対する支援金でございます。

4 項 1 目雑入につきましては、ごみ処理施設での再資源化売払い代、再商品化配分金などがございます。

9 款組合費につきましては、先ほど第 3 表の地方債で御説明した内容と同一でございますので、詳細を割愛させていただきたいと思っております。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長、明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、予算説明書 7 ページをお開き願います。

ここからは歳出につきまして御説明申し上げます。

初めに、1 款議会費 1 項 1 目議会費でございます。議会運営に要します経費といたしまして、前年度と比較し 21 万 2,000 円減の 264 万 7,000 円の計上でございます。主な減の要因といたしましては、令和 7 年度に実施いたしましたし尿処理施設の現地調査に要した移動用バス借上料の経費が減ったものでございます。

次に、2 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。前年度と比較し 1,449 万 7,000 円増の 1 億 4,732 万 4,000 円の計上でございます。主な増の要因といたしましては、人件費におきましては給与改定による増のほか、サーバー及びパソコン更新に係る整備経費並びに事務所庁舎に係る整備経費

を今回計上しているものでございます。

それでは、1節報酬につきましては、理事会、情報公開・個人情報保護審査会の報酬でございます。

2節給料、3節職員手当等、8ページにまいりまして、4節の共済費までが特別職1人、一般職12人の人件費といたしまして、合計で1億548万3,000円を計上しております。

8節旅費につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員の費用弁償、職員研修等に係る普通旅費でございます。

9節につきましては、理事長交際費でございます。

10節需用費につきましては、事務消耗品、事務所庁舎維持に係る燃料費、光熱水費、それから例規集追録に係る印刷製本費、公用車1台に係る燃料費、車検経費でございます。

11節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、会計事務に係る各種手数料、各種保険手数料でございます。

続きまして9ページにまいりまして、12節委託料につきましては、サーバー及びパソコン等電算機器の保守委託経費が主なもので、そのほか事務所庁舎の施設保守、給与計算の委託、顧問弁護士委託、あと労働安全衛生関係の経費でございます。また、各種職員内部研修に係る委託経費もこちらに計上しております。

13節使用料及び賃借料につきましては、サーバー及びパソコン等電算機器関係の賃借料が主なものとなります。令和8年度におきましては、サーバー及び事務所職員の業務用パソコンの更新を予定しております。そのほか、例規関係のシステム、各種ソフトウェアの使用料でございます。

10ページにまいりまして、14節工事請負費につきましては、組合事務所駐車場の一部舗装及び駐車区画線の整備工事費を計上しております。

17節備品購入費につきましては、事務所に設置しております電話交換機の更新経費、それから業務用パソコン、今回更新に併せまして無線LAN設備の新設を行うほか、庁用備品の購入経費を計上してございます。

18節負担金、補助金及び交付金につきましては、主に職員の研修に係る経費でございます。

26節公課費につきましては、公用車の車検に係る自動車重量税でございます。

次に、2目の文書広報費でございます。広報誌の年4回発行に要する印刷経費を計上するもので、359万8,000円を計上しております。

3目の財政管理費につきましては715万3,000円を計上しております。財政調整基金運用利子、病

院事業貸付金の元利、元金利子の償還金を財政調整基金へ積み立てる経費でございます。

4目の公平委員会につきましては、県人事委員会への事務委託経費を計上しております。

次に、2款2項1目監査委員費でございますが、監査に要する経費といたしまして、32万5,000円の計上でございます。

以上が議会費と総務費でございます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、続きまして11ページを御覧ください。

3款民生費でございます。老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございます。予算額8万円で、前年度と同額の計上となっております。通常会2回、臨時会1回の計年間3回の開催を予定し、それに対します委員の報酬及びその他事務経費となっております。委員は医師が2名、その他福祉関係者3名、市町村担当課長4名の計9名で構成されております。

続いて、衛生費でございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、業務課の衛生部門に係る経費でございます。前年度と比較しまして801万2,000円の増額となっております。2,889万7,000円となっております。増額の主な要因としましては、人事院勧告による人件費の増と、業務課職員1名を来年度は増員する予定となっております。その人件費の増額ということが主な要因となっております。

そのほか、10節需用費につきましては実績により計上させていただいております。こちらには業務課で管理します公用車2台分の管理費なども含まれております。

そのほか、11節役務費、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金、26節公課費などは御覧のとおりでございますので御確認お願いいたします。

続きまして、12ページを御覧ください。

4款1項2目火葬場費でございます。こちらは黒川浄斎場の運営に関する経費でございます。前年度と比較しまして、296万4,000円の減となっております。年間4,356万円ということでございます。黒川浄斎場の施設管理につきましては、民間に委託しておりますので、人件費等の計上はございません。減額の主な要因としまして、14節工事請負費の減額が主な要因となっております。昨年度実施しております、黒川浄斎場の外壁補修工事のような大きな工事が終了したということでの減額となっております。

その代わり、本年度は例年計画的に実施しております火葬炉の整備工事のほかに、近年猪などに庭園を荒らされるという事案が発生していることから、獣害対策としまして敷地周辺に金網の設置

を実施予定しております。

また、告別ホール及び待合室玄関前のタイルが破損していることから、補修工事を実施予定しております。特に告別ホール前のタイルなんですけれども、そちらには霊柩車が乗り入れる場所もございませぬ。そこもタイル張りになっておりますが、以前から使用者の方々が、雨雪が降った際に滑りやすくなって危険だというような御指摘もありましたので、車両が乗り入れる場所については、タイルを撤去しまして、アスファルト舗装に変更させていただきたいと考えております。これにより危険が少なく使いやすい施設になると考えております。

その他では12節委託料で、近年の物価上昇の影響によりまして、各委託費の単価が上がっておりますのでございます。

そのほかの項目については、資料のとおりでございますので、後ほど御確認ください。

続きまして、13ページを御覧ください。

4款2項清掃費でございます。こちら、その中のし尿処理費でございますが、こちらは環境衛生センターの運営経費となっております。前年度と比較しまして、1,590万円の増額となっております。9,145万2,000円というものでございます。環境衛生センターの施設管理につきましては、民間に委託しておりますことから、人件費の計上はございません。増額の要因の一つとしまして、10節需用費でございますが、こちらはし尿処理施設の運転管理に必要な燃料や消耗品、光熱水費及び水質の保全に必要な薬品等を実績により積算し予算計上しておりますが、それぞれ薬品、燃料等の価格上昇によりまして、予算額が増額となっております。

また、もう一つの要因としますのが、12節委託料となります。その中のし尿処理施設管理業務委託ですけれども、現在の契約が3月末で終了します。そして、新たに4月から契約させていただきまして、汚泥再生処理施設が今度新規に建設されるまでの期間4年間の施設管理業務委託が開始されるものでございます。こちらの新しい契約が人件費等の上昇により契約額が現在より上がっております。そちらが、それによる要因の増額が大きいというものでございます。

さらに、令和8年度が国で定めた低濃度PCBの処分期限年度となっております。現在衛生センターで使用しているコンデンサーの中にPCBが使用されている疑いがあると電気保安協会から指摘がございましたので、該当するコンデンサーの交換及びPCB含有分析と処分業務の委託を新たに計上させていただいております。

14節工事請負費につきましては、施設の処理能力を維持するためにし尿処理施設の計画的な修繕工事と定期的なメンテナンスが必要な汚泥脱水機、こちらの整備工事を来年度予定しております。

し尿処理施設に関しましては今後、汚泥再生処理施設の建設が計画されておりますので、施設のメンテナンス費は最低限に抑えながら、さらに計画的に処理能力の維持を図ってまいりたいと考えておるものでございます。汚泥再生処理施設の建設に関しましては、令和8年度には事業者選定の段階になりますので、令和9年度からの建設工事の開始に向かって今後も計画的に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

その他の項目につきましては、資料のとおりでございますので、御確認いただければと思います。業務課からの説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 環境管理センター所長、嶋津 秀君。

○環境管理センター所長（嶋津 秀君） 続きますので、2目ごみ処理費について御説明いたします。

議案書につきましては、14ページ中段からでございます。

こちらはごみ処理費に要します経費といたしまして、前年度と比較いたしまして3,718万4,000円の減の5億9,128万6,000円の計上でございます。減の要因といたしましては、昨年度実施いたしましたごみ焼却施設耐火物補修工事が完了したことや、その工事期間中の可燃ごみ処理業務委託が終了いたしましたことが主な要因でございます。

1節報酬につきましては、手選別作業員として、会計年度任用職員6名分でございます。

2節給料から3節職員手当等と、15ページにまいりまして、4節の共済費までが一般職員11名分の人件費でございます。

8節旅費につきましては、会計年度任用職員4名に係る費用弁償、通勤費でございます。また、普通旅費で廃棄物処理施設に係る維持管理、点検要領など、適切な積算要領についての研修会に係る旅費1名分を新たに計上したものでございます。

10節需用費につきましては、前年度と比較いたしまして25万4,000円増の1億2,614万5,000円の計上でございます。各施設や公用車両に係る消耗品代、焼却施設用燃料代、各施設に係る電気代等のほか、焼却施設で使用いたします薬品代、各施設の修繕料の計上でございます。

11節役務費につきましては、ごみ焼却施設ダイオキシン類測定分析や、ばい煙等測定分析など各種測定のほか、各施設の保守点検検査手数料や電話代等の通信運搬費、公用車両に係る自動車損害保険料等の計上でございます。

12節委託料につきましては、前年度と比較いたしまして100万円増の2億2,529万円の計上でございます。契約更新4年目となりますごみ焼却施設運転管理業務委託をはじめ、契約3年目となりますペットボトル減容施設運転管理業務委託や、議案書16ページにまいりまして、例年実施しており

ます焼却施設の性能の維持と公害防止を図るため、定期的に炉内等の清掃業務及び使用設備の点検を実施するため、焼却使用設備点検、清掃業務委託や使用済み小型家電運搬処理委託、使用済み乾電池処理委託やマットレス処理業務委託などが主なものでございます。また、例年実施の職員健康診断につきましては、令和8年度より役務費から委託料として計上となりましたものでございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、AED賃借料、各施設のLED照明機器賃借料、複写機賃借料が主なものでございます。

14節工事請負費につきましては、前年度と比較いたしまして4,078万9,000円減の1億4,476万6,000円の計上でございます。工事請負費につきましては、各施設整備計画に基づき、計画的に整備するものでございます。

ごみ焼却施設整備工事につきましては、摩耗等により更新等が必要となっている各機器を整備し、施設の性能維持を図るものでございます。受入れ供給設備や燃焼設備、通風設備や張り出し設備、計装設備や共通設備、以上の6項目について、部品交換等の整備をするものでございます。

粗大ごみ処理施設整備工事につきましては、平成9年4月の施設供用開始より30年目を迎え、経年劣化による機器の更新等が必要となっている各機器を整備いたし、施設の性能維持と延命化を図るものでございます。主な整備項目といたしまして、ナンバーワン破砕物コンベヤーの整備でございます。施設の地下1階から選別棟最上階の3階までかかる全長約24メートルのボックス型のベルトコンベヤーとなっており、コンベヤーのほか、ローラーや軸受等の更新整備をするものでございます。

粗大ごみ処理施設舗装補修工事につきましては、補修が必要な施設西側及び北側について、傷んでいるアスファルト路面を部分的に補修するものでございます。

17節備品購入費につきましては、現場で使用いたしますデジタルカメラ1台を更新する経費の計上でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、使用済み乾電池広域回収処理連絡協議会負担金のほか、地元大和町吉田金取北地区の方々と組織しております環境管理センター周辺対策協議会負担金や、施設で使用する機械類の取扱いに必要な安全衛生教育等の講習に係る負担金、議案書17ページにまいりまして、廃棄物処理施設積算要領研修会受講に係る負担金の経費計上でございます。

26節公課費につきましては、公用車両3台に係る自動車重量税のほか、焼却施設汚染負荷量賦課金に係る負担金の計上となっております。

以上がごみ処理費でございます。

続きまして、3目最終処分場費でございます。こちらは一般廃棄物最終処分場に要します経費でございます。前年度と比較いたしまして2,412万9,000円減の5,736万8,000円の計上でございます。減の主な要因といたしまして、前年度の浸出水処理施設整備工事の主な整備項目でありました施設操作盤内のシーケンサ更新が、完了したことが主な要因でございます。最終処分場の施設管理につきましては、環境管理センターの職員が、管理しておりますので、人件費の計上はございません。

10節需用費につきましては、前年度と比較いたしまして24万4,000円増の1,726万4,000円の計上でございます。施設の電気代や水処理用薬品代、各種予備用ポンプの購入や、公用車両の燃料代のほか、施設設備や公用車両に係る車検等の修繕料の経費の計上でございます。

11節役務費につきましては、主に水質検査業務など各種検査手数料や、火災保険、自動車損害保険料等の計上でございます。

12節委託料につきましては、前年度と比較いたしまして241万円減の2,518万3,000円の計上でございます。浸出水処理施設で生物処理や砂ろ過、活性炭吸着等など、高度処理で処理した水をし尿処理施設の環境衛生センターまで運搬する水槽車運転管理業務や埋立地の覆土整地など、契約4年目となります最終処分場維持業務委託の経費のほか、施設内の各処理水槽の清掃、ろ過器の充填材入替えなど、例年実施しております砂ろ過活性炭入替え及び処理槽清掃業務委託等に係る業務委託の経費の計上でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、施設LED照明機器賃借料でございます。

14節工事請負費、議案書18ページにまいりまして、工事請負費につきましては、前年度と比較いたしまして2,162万6,000円減の1,191万3,000円の計上でございます。施設の最適な運転管理及び性能維持と延命化を図るため、計画的に実施しております。浸出水処理施設整備工事につきましては、各処理水槽の攪拌機の電動機の整備や水処理に必要な薬品を注入するための薬注ポンプ類の更新整備等でございます。脱水機整備工事につきましては、主に整備内容といたしまして、軸受回転部等の分解整備するものでございます。例年実施しております曝気ブローオーバーホールにつきましては、隔年で6台中半分の3台を分解整備するものでございます。

26節公課費につきましては、公用車両2台に係る自動車重量税の計上でございます。

以上が最終処分場費の説明でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより昼の休憩に入ります。会議の再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（渡辺良雄君） それでは、会議を再開いたします。

消防次長、山家貴広君。

○消防次長（山家貴広君） それでは、午前中に引き続きまして令和8年度予算歳出に関する説明をさせていただきます。

まずは、予算に関する説明書2ページ、5款消防費について御説明いたします。消防費全体の説明となります。

消防費は、前年度から16億6,014万3,000円減の17億2,626万7,000円を計上するものでございます。減の要因としましては、消防新庁舎が完成し、関連経費が減額したことによるものでございます。

この後、18ページを御覧願います。

5款1項1目常備消防費につきましては、前年度比較2億138万5,000円増の14億6,013万1,000円の計上でございます。詳細について節ごとに説明いたします。

2節給料から4節共済費までは、消防職員161人に係る人件費としまして12億8,034万5,000円を計上しております。

7節報償費につきましては、管内の中学生を対象とするポスターコンクールの各賞や、参加記念品代でございます。

19ページに入りまして、上段の8節旅費でございますが、普通旅費は東北消防長会や予防警防救急の各種研修会として、特別旅費は消防学校入校や救急救命士の養成などに要する費用となります。

9節の交際費に関しましては、消防長の交際費でございます。

10節需用費につきましては、事務用消耗品のほか、消防被服貸与規程に基づく防火衣を初めとする被服費を含め、現場活動等に必要な消耗品費、施設の燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び薬品費でございます。なお、光熱水費に関しましては、新消防庁舎供用開始に伴いまして、旧庁舎からの使用エネルギーの変化や、新しい機能設備の増加等に伴い、前年度から電気代で増額、燃料費で減額などの増減が発生しております。

11節役務費につきましては、消防各施設の電話料はじめとする通信費のほか、電気工作物保安点検や、シャッター、自動ドアなどの各種点検手数料や保険料などでございます。

20ページ、12節委託料につきましては、消防各施設の草刈りや除雪業務委託、職員の健康診断料、救急救命士の病院研修委託、ごみ収集の一般廃棄物回収業務委託でございます。

13節使用料及び賃借料は、各種機器のリース料や当直の消防職員に対する寝具借上料、有料道路

の通行料などがございます。

14節工事請負費につきましては、大郷出張所の浴室及び故障した給湯器の修繕や大衡出張所敷地アスファルト及び外周フェンスの全面改修工事、富谷消防署の外壁及び屋根全面塗装工事を予定しております。

15節原材料費は、庁舎自己修繕用の木材や塗料等として例年同額を計上しております。

17節備品購入費につきましては、庁用器具費としての各施設用の備品、機械器具費として、現場活動用の備品、教材、機材購入費として予防用の備品などがございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、20ページ下段に記載がありますとおり、全国消防長会や全国消防協会をはじめとする各種団体負担金のほか、職員の大型中型免許取得助成や、消防学校教育をはじめとする各種研修に伴う負担金となります。来年度からマイナンバーカードの救急利用に伴う負担金、マイナ救急利用料が発生いたしております。

22節償還金につきましては、宮城県から交付されております移譲事務交付金の実績における差額の返還となります。

以上が1目常備消防費となります。

引き続きまして、2目消防施設費の説明をいたします。

2目消防施設費につきましては、通信指令システム、消防救急無線システムに伴う経費や、公用車の管理経費に庁舎建設事業関連経費が加わっておりまして、令和8年度は2億6,613万6,000円の計上で、前年度と比較し18億6,152万8,000円の減でございます。減額理由につきましては、新消防庁舎建設工事に伴い、2か年事業でありました12節工事監理委託及び14節建設工事費、その他新庁舎関連の様々な事業経費が終了したことによるものとなっております。

節ごとに御説明いたします。

初めに、7節報償費は5月に予定しております新消防庁舎落成式の記念品代となります。

10節需用費につきましては、指令システムや公用車管理上の消耗品や印刷製本費、公用車28台分の燃料費、そしてそれらの修繕料でございます。

11節役務費についてですが、通信運搬費につきましては、指令システム関連の通信費で指令装置における複数回線契約のほか、無線局の免許更新や自動車検査の手数料、保険料を含めたものでございます。

12節委託料につきましては、消防指令システム、消防救急デジタル無線保守点検業務委託料でございます。

14節工事請負費に関しましては、4月から新庁舎が移転先にて供用されますことから、旧庁舎を大和町へ返還するに当たり、令和8年度中において敷地内の建造物や設備を解体し更地にするための工事費でございます。

17節備品購入費につきましては、公用車購入費としまして、導入から11年経過し25万キロ走行しました富谷消防署の救急車の更新費用、また、今回黒川地域消防に緊急消防援助隊の増隊要請がありまして、支援車、支援隊の登録要請がありましたことから、消防本部で広報車として今まで利用しており令和8年が更新予定だったミニバンタイプの車両を、今度は25人以上が乗車することができる人員輸送車として更新するものでございます。29人乗り車両を艤装しまして、25人が乗りながら資機材を搬送できる車両とするものでございます。備品購入費は、その他計画的に更新していません指令システムの通信機器類を購入するものでございます。

18節の負担金、補助及び交付金及び26節の公課費につきましては、指令システムや公用車に関連する経費でございます。

以上が2目消防施設費で、以上で5款消防費の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長、千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） 引き続き、22ページの公債費につきまして御説明をさせていただきます。

6款1項公債費につきましては、金融機関等への元金償還及び利子支払い額を計上するものでございます。

23ページを御覧願いたいと思います。

7款の予備費になります。地方自治法の第217条の規定により計上するもので、前年度同額を計上するものでございます。

なお、24ページから33ページまでは給与費明細書。その中で1つ訂正のほうよろしくお願したいと思います。29ページにつきまして、28ページと重複しているものなので、1ページ削除のほうよろしくお願したいと思っております。

次に、34ページから41ページまでは債務負担行為に関する調書、42ページ以降は地方債に関する調書を記載してございます。

以上で令和8年度の一般会計予算につきまして説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番熱海文義君。

○15番（熱海文義君） 22ページ、区分で消防施設費の中の工事請負費で、旧消防庁舎解体の予算が出ているんですけども、これ更地っていう説明があったんですけども。中に何ていうの、土の

中に入っていますよね。パイルっていうのかな。それはどういうふうになるのでしょうか。そこまで抜いて更地にして返すのか、その部分は残して返すのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、購入費の中の25人乗りの車を買うということなんですけれども、これはどういう車なんですかね。マイクロバスなのか、それとも特別仕様なのか、ちょっと分からないんですけれども。

その辺、メーカーも兼ねて教えてもらいたいです。

○議長（渡辺良雄君） 財政課参事、石川 勉君。

○財政課参事（石川 勉君） ただいまの1問目の質問についてのみお答えさせていただきます。地盤改良のための杭ということですが、現庁舎にはおよそ137本の強化杭が刺してございまして、大和町さんからの御意向で、いろいろといろんな面で協議しているところなんですけれども、基本的には杭を全部抜いてから返却していただきたいということで、その費用については最大で2,500万円程度を見積もってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 警防課長、水上孝夫君。

○警防課長（水上孝夫君） ただいま議員から質問のありました件についてお答えします。

四駆のタイプのマイクロバスを想定しております。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 15番熱海文義君。

○15番（熱海文義君） 庁舎解体のほうは分かりました。そうすると、多分大和町さんのほうで返された場合、また何か建物を建てるときに、また杭を打たなきゃいけないというようになるので、ぜひその辺慎重に相談してもらえればなと思っております。

それから、公用車なんですけれども、実は本町でも買ったんです。リースじゃなくて買ったんですよ。私自身ずっとそのローザに携わってきた者としてはあまりお勧めできないので、リースなんかにしてもらったほうがいいんじゃないのかなというふうに検討してもらいたいです。

○議長（渡辺良雄君） パイルの話。いいですかパイルの話。

消防次長、山家貴広君。

○消防次長（山家貴広君） 人員輸送車の件についてお答えいたします。

人員輸送車購入の目的としましては、当管内においても年に1回、2回発生します多数傷病事故と言われるような事故におきまして、傷病者大人数を、暑いときや寒いとき、そして周囲に危険があるようなときに一旦乗せることを大きな目的としております。その中において応急処置や搬送す

る車両でありまして、去年2月の大船渡林野火災に必要性を特に感じていましたところ、国で緊急消防援助隊の大幅増隊を図る中、宮城県、そして黒川地域消防に支援車両が割り当てられましたことから、更新時期となったミニバンタイプの車両を29人乗りの車両に変更して、総台数を変えることなく更新とするものでございます。そういった応急処置で利用するという性質上、そしてまた緊急消防援助隊として出場する際に、今回は県で提案したバスが迎えに来てくれましたけれども、こういったバスがあれば大人数が一気に乗って、かなりの荷物がありますので、そういったものを1台で運べるという目的。また、職員が出張の際に十何人が県の救助大会なんかに出場する際には、今までバスをリースして出向したこととかもありますことから、そういったことにも利用可能ということで、今回更新しながらの購入を検討したものでございます。

以上でございます。（「特殊車両だから購入ではないの」の声あり）

○議長（渡辺良雄君） 消防次長、山家貴広君。

○消防次長（山家貴広君） 付け加えて説明させていただきます。

従来は先ほど警防課長が説明したマイクロバスタイプの車両であっても、そういったものを艀装して、そういった荷物を搬送するために人が乗る席を解体して取り払って、あとさらに荷物を積めるように棚を設置したりとかしなきゃならないこともありまして、そういったことも購入の理由となります。

以上でございます。

特殊車両ということでの購入であります。

○議長（渡辺良雄君） よろしいですか。それでは、ほかに質疑はありませんか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 説明書の5ページの歳入の6款繰入金の財政調整基金繰入金なんですけど、今年度大幅な増額ということ、御説明がありましたけど、この予算を計上した時点での基金の残高について幾らなのか、お伺いをいたします。

あともう1点、13ページの火葬場の鳥獣被害ってということの対策ということなんですけれども、庭園が荒らされているって御説明があったのですが、具体的にどういった被害があったのか、その点詳しくお伺いをいたします。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長、千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、基金の令和7年度見込みなんですけれども、3億6,840万円となっております。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 黒川浄斎場の芝生になっている庭園の芝生の部分、そういった所を猪等に掘り返される、そういった範囲が大きな範囲でちょっと掘り返されまして、被害を受けた。あと、人家の隣脇の土手、そういった所も掘り返されたりしまして、ここ何年か予算の中に別に柵を設けまして、修繕料を設けて修繕等をしていたんですけども、それでも間に合わないということで、今回金網で防御策をさせていただくというような提案でございます。

○議長（渡辺良雄君） 3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 確認なんですけれども、金属柵と言われているのはいわゆるマイアミ柵のことで合っていますでしょうか。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） はい。大和町でよく設置されています金網の柵ということでございます。

○議長（渡辺良雄君） 3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 対策のイメージとして、その庭園の周辺を柵で囲うような対応をイメージしているんですが、そういったイメージで合っていますでしょうか。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） そうですね。西側の急斜面がございしますが、あちらのほうは柵を設けるつもりはございません。斎場の北側のほうからずらっと門のほうまで柵を設けると。ただ、柵を設ける場所を民家のすぐそばの土手の下まで設けるか、それとも土手の上にするかはこれからちょっと検討させていただきたいなと思います。土手のほうには忌避剤をまくとか、そういった対策もいかなというふうには今考えておるところでございます。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。5番平渡 亮君。

○5番（平渡 亮君） それでは、4ページの歳入の2款1項1目の衛生使用料についてお伺いします。加えて、12ページの火葬場費について、関連で2点質問させていただきます。

1点目ですが、使用料のほうが750万円から1,225万円、375万円の増になっておりますが、これは料金改定によって地区住民が1万5,000円に、今5,000円プラスでなっていると思います。地区外が3万円プラスしているということで、割合として地区の利用者が増えたのか、地区外の3万円の方が増えたのかについてお伺いいたします。

続いて、火葬場のほうの設備の維持補修費、先ほど同僚議員もお話しましたが、このような形で

理事長の話にもありました、長寿命化を見据え計画的な維持補修をしていくということもありましたが、これから毎年のようにこのような形で補修していくという考えでいるのかどうか、2点お伺いします。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 御質問の、まず火葬場費でございます。

おっしゃったとおり料金を改定させていただいて、料金高く設定、以前よりさせていただいております。前年度に比べまして、地区外から来た火葬件数ですけれども、ここに来まして前年度とあまり変わらない件数となっております。地区内の住民の件数も、前年度と同じぐらいの件数になりそうかなというようなところでございます。12月より以前ですと、件数が大分今年は減るかなと思っていたんですが、寒くなってからちょっと件数が増加してきているということで、前年度よりは件数が少なくはなると思うんですが、さほど、それほど件数は減らないかなというような。今のところ800件ぐらいになろうかなというところでございます。

もう1点ですけれども、施設の今後の運営の仕方でございますが、議員さん今おっしゃったとおり長寿命化ということで、修繕を重ねていって、大事に施設は使っていきたいなと考えております。火葬件数、これからもどんどん増えていくというようなわけでもないようですので、その辺は火葬件数と運営の火葬件数が増えていくと、今の火葬炉ではもたなくなるというようなことがあります。それは検討していかなければならないと思うんですが、今のところそういったこともございませぬので、長寿命化ということで修繕を重ねながら、今後も運営させていただきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 5番平渡 亮君。

○5番（平渡 亮君） 1件目の火葬の利用の使用料は承知いたしました。私の判断で370万円ほど増えているので、てっきり使用する人数が増えたのかと思ひまして。あと、12月、1月で葬儀の日程がかなり後ろにするような方々がおありまして、火葬場のほうが混み合っているという話をお聞きしました。時期によると思うんですけれども、そのような形で利用料を増やした分このような収益ってことは理解したんですけれども、これからの運営が高齢社会でございますので、件数がこれから右肩にちょっと増えていく可能性もあります。

昨年、同僚議員が待合室、ちょっと私も12月と1月で6回ほど火葬場のほうに行かせていただいたんですけれども、やっぱり待合室がなくて混みあっていて、時間で重なりがありまして、駐車場

とかで車の中でお過ごしになっている方々とかがいるというのを見ましたし、自分もちょっと駐車場のほうでしゃべっていたということもあったんですけども、そのような形で、利用者のほうにやっぱりサービスが行き届いていないということが見受けられました。そのことも踏まえて、やはりこれから長寿命化も含めた上で、指定管理であったりDBO方式であったり、民間とうまく折り合いをつけながらやっていくということも考えていいと思いますが、すみません、所見をお伺いします。答えづらかったら、理事長をお願いします。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 議員さん今おっしゃったように、これから火葬件数、大きく増えるような、そういったところがあれば、やはり計画的にそういったふうにしなければならないのかなと思いますけれども、今のところそういった心配はないのかなとは思っております。今後も支障のないように、御迷惑をかけないように、待合室なんかもちょっといろいろ検討しながら、運営させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 私からは3点お伺いをいたします。

説明書20ページ、5款1項1目14節工事請負費説明欄、大衡出張所敷地アスファルト及びフェンス修繕工事ということで、以前も私ここの件をお伺いをしたことがあると思うんですが、土地所有者は大衡村であるという答弁は記憶にございます。ただ、その補修の責が村と組合でどちらにあるのかを確認中だったかと思いますが、本事業の詳細を御説明ください。

2つ目、説明書21ページ、5款1項1目18節負担金などの説明欄、宮城県救急搬送情報共有システム、仙台医療圏救急搬送情報システム、マイナ救急利用について、事業の詳細をお知らせください。

3点目、21ページから22ページ、5款1項2目消防設備費の中に落成式記念品や旧庁舎の解体費用が計上されておりますが、新庁舎への移転について現在の進捗を御報告ください。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 消防次長、山家貴広君。

○消防次長（山家貴広君） ただいまの質問のまず1点目になります。大衡出張所のアスファルト舗装に関してですが、大衡出張所と敷地を同じくします大衡村へリポートとしておりますが、こちらは平成7年に竣工開始しました際の大衡村との約束によりまして、管理は出張所部分と同じく当組合によるものとなっております、当組合で維持管理を図るものでございます。そんな中、平成7年から使

用しており、劣化した部分、そして近年はドクターヘリによる活用が多くありますことから、アスファルトの表面の劣化に対応するものでございます。

続きまして、一旦3点目となります。新庁舎への移転に関しましてですが、4月1日の供用開始に向けまして、現在移転作業を進める中、一番大きな指令システムの移設に関しましては、理事長の挨拶の中にありましたとおり2月12日の日に切替えを行いまして、順調に新庁舎へ119番が切り替わるような作業が終了しております。その後、残りの3分の1の機器の移設を2月末まで行いまして、3月には契約指定者による安定稼働のための確認を行いまして、3月末に完了するものでございます。

その他、物品の移設に関しましては、一度だけ業者に委託し、段ボール800個と、旧庁舎からロッカー何十点かの移送をお願いしました。1日半ぐらいで終わった作業がありますが、その他の資機材に関しましては、現庁舎でまだ使うこともあり、不必要なものはどうか、現庁舎で今必ず必要としないものは職員が随時今搬送しており、4月の開庁に向けて行っているところでございます。

これらをもちまして、新庁舎での勤務は指令課員のみが2月12日以降、旧庁舎で行っており、それらの夜間の補足としてポンプ車1台が行っており、その他の職員、あるいは車両の移動は3月末に一斉に行いまして、4月1日からは供用開始とすることを計画しているものです。まず、消防活動に支障がないように、計画的に打合せを重ねながら、慎重に行っているところでございます。

2点目の質問に関しましては、警防課よりお答えいたします。

○議長（渡辺良雄君） 警防課長、水上孝夫君。

○警防課長（水上孝夫君） それでは、救急搬送情報共有システムとマイナ救急について御説明いたします。

宮城県救急搬送情報共有システムにつきましては、仙台医療圏内で救急搬送の効率化に向け、平成31年から運用を開始しておりまして、スマホとタブレットにより、救急隊の病院の選定や、医療機関の受入れの可否を救急隊がリアルタイムに情報を共有することができるシステムとなっております。その次の仙台医療圏救急搬送情報システムは、この宮城県救急搬送情報システムが進化したものでございまして、令和8年からプレ運用を開始します。今年度はデータ通信料の負担とかがございませんで、オプション品の購入が、この予算計上しているものでございます。

また、マイナ救急利用につきましては、皆さん御存じのとおり、救急隊がマイナ保険証と紐づいたマイナ救急カードリーダーで、マイナ保険証を読み込みまして、本人のかかりつけの病院や、薬を何を飲んでるかを、適切な処置を受けるのに活用するシステムでございます。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 今までの懸案事項が前進し、あとはデジタル技術を利用して効率化が進んでいること、非常に安心しております。

新庁舎についてですが、5月に落成式を予定されているのは耳にしておりますが、一般住民向けの何かしらのお披露目のようなイベントは検討されておりますでしょうか。お答えください。

○議長（渡辺良雄君） 消防次長、山家貴広君。

○消防次長（山家貴広君） 今の質問にお答えいたします。

一般住民向け、あるいは付近の住民向けの説明に関しましては、建設工事前に一旦行いましたことと、あと通常消防業務におきまして地域住民の庁舎見学、そういったものに対応していますことから、4月以降に要望があれば順次対応するものといたします。

また、周辺道路の工事が3月末頃完成ということで、今現在、庁舎に向かう道路事情がありまして、許可を得ながら我々も入っている状況がありましたので、いずれ4月以降に要望があれば、順次対応していく予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第14、議案第11号令和8年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和8年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計 予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第15、議案第12号令和8年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案第12号令和8年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会

特別会計予算について御説明いたします。

議案書47ページを御覧ください。

第1条につきましては、予算の規模であります。特別会計歳入歳出をそれぞれ1,501万4,000円とするものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

次に、別冊の令和8年度会計予算に関する説明書の43ページをお開き願います。

歳入歳出の総括でございます。前年度と比較しまして72万円の増となっているものでございます。

44ページを御覧ください。

歳入についてはおおむね市町村負担金となっております。総額で1,489万9,000円となっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりでございますので御確認をお願いします。

45ページを御覧ください。

歳出につきましては、令和8年度において今年度同様1回当たりの審査件数の上限を35件とさせていただきます。年間105回の審査会の開催を予定しております。毎月8回から9回の開催となるものでございます。

介護認定審査会は、関係市町村で1次審査を行いました結果を、医師及び薬剤師、看護師などで構成します審査委員により2次審査を行うものでございます。一つの合議体5人で構成しまして8合議体、総勢40名で年間105回の審査会を実施するものでございます。

1節報酬につきましては、105回の審査会及び年度初めに行います全体会及び審査委員の事前研修会の委員40名の報酬でございます。2年ごとに委員の入替えがありますので、令和8年度は審査の事前研修を行います。その分の増額となっております。また、人事院勧告による人件費の増により、介護認定審査会を担当する1名分の職員の人件費となっております。

8節旅費から13節使用料及び賃借料でございますが、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。こちらに関しては、御確認をお願いします。

46ページ以降は、審査委員報酬と給与費明細書でございますので、御参照をお願いいたします。

以上が令和8年度介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第15、議案第12号令和8年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 令和8年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会
特別会計予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第16、議案第13号令和8年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案第13号令和8年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書49ページでございます。

第1条につきましては予算の規模でございます。特別会計歳入歳出をそれぞれ164万4,000円とするものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

別冊、会計予算に関する説明書53ページを御覧ください。

歳入歳出の総括でございます。前年度と比較しまして1万1,000円の増となっているものでございます。

54ページを御覧願います。

歳入につきましては、おおむね市町村負担金となっております。総額で116万4,000円となっております。各市町村ごとの負担金につきましては表記のとおりとなっております。

歳出につきましては、令和8年度における審査回数は、例年どおり毎月開催の年12回としております。

1節報酬は委員8名の報酬でございます。

8節旅費から11節役務費までが、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものとなります。

以上が令和8年度障害支援区分認定審査会特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第16、議案第13号令和8年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和8年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第17、議案第14号令和8年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書51ページを御覧ください。

議案第14号令和8年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条につきましては、業務の予定量でございます。こちらにつきましては指定管理者からの病院経営計画が提出されておりますので、その予定量となっているものでございます。

（1）番、病床数については変わりございません。一般病棟110床、回復期病棟60床となっております。

（2）年間患者数でございます。入院が4万7,815人、外来は5万1,100人となっております。

（3）番、1日平均患者数でございますが、入院が131人、外来が175人を予定しております。

（4）主な建設改良事業としては、医療機器整備事業を予定しております。詳細につきましては、後ほど第9条にて説明いたします。

（5）番、附帯事業による訪問看護事業でございます。これまでの独立した黒川訪問看護ステーション事業を、令和8年度からは病院事業の中の附帯事業とすることから、その予定量となります。利用者数、月90人、利用回数、年間5,256回となります。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計が2億6,177万7,000円に対しまして、次の52ページに移りまして、支出合計が3億9,544万9,000円となっております。

第4条は資本的収入及び支出の予算額を定めるものでございます。収入合計、支出合計ともに3億573万7,000円となっております。こちらにつきましては病院移転、新築事業、病院改修事業、医療機器整備事業に係ります起債の元金償還及び令和8年度に新たに購入する医療機器に係る企業債の収支となります。

第5条は令和8年度に新しく整備する医療機器整備事業に係る企業債の限度額を定めるものでございます。5億4,900万円となります。すみません、5,490万円ですね。申し訳ございません。訂正させていただきます。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を4,000万円に定めるものでございます。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員1人分の給与の限度額を1,137万3,000円と定めるものでございます。

第8条につきましては、関係市町村からの病院会計への補助、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入につきましては2億2,505万8,000円。一方、資本的収入につきましては2億766万5,000円。合計で4億3,272万3,000円とするものでございます。なお、市町村ごとの負担金につきましては、下の表を御覧いただければと思います。

第9条につきましては、重要な資産の取得としまして、表にあります医療機器7点を資産として取得するものでございます。

議案書の説明は以上でございます。

続きまして、別冊の予算に関する説明書の56、57ページを御覧ください。

訂正箇所が1か所ございます。56ページ、収益的収入及び支出の実施計画書の収入1款病院事業収益の1項医業利益となっておりますが、正しくは医業収益ですので、おわびして訂正させていただきます。

それでは、58、59ページを御覧ください。

こちらは資本的収入及び支出となります。こちらも後ほど御確認いただければと思います。

それぞれの表の詳細を御説明させていただきますので、79ページを御覧ください。

令和8年度当初予算内訳書の収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部。

病院事業収益でございます。こちらは2億6,177万7,000円となっております。

1項の医業収益ですけれども、救急医療確保するための補助金1,000万円でございます。

2項医業外収益につきましては、2億5,177万6,000円を予定しております。そのうちの1目受取

利息及び配当金は、令和2年度に指定管理者に対しまして長期貸付けを行った際の一般会計企業債の利息分を指定管理者より納付していただくものでございます。

2目の他会計負担金につきましては2億1,505万8,000円を予定しております。

その他の項目につきましては御覧いただければと思います。

80ページを御覧ください。80ページの下段でございます。

支出の部でございます。

病院事業費用につきましては3億9,544万9,000円となっております。

1項医業費用でございますが、3億8,935万9,000円となっており、給与費については病院事務に係る職員1人分の給与の算定となっております。

次に、81ページでございます。

3目経費でございますが、総額で2億1,253万3,000円となっております。病院担当職員の厚生福利費、消耗品費、また、協定書により定められております20万円以上の修繕事業、さらに交付金として協定書で定めております運営交付金7,000万円、救急医療運営費補助金の1,000万円を指定管理者に交付するものでございます。

続いて、82ページになります。

2項の医業外費用でございますが、608万9,000円となっております。企業債利息と令和2年度の利用料金制に移行する際に、一般会計から借りた長期借入金の利息の費用を計上しておるものでございます。

その他につきましては御覧のとおりでございます。

83ページを御覧ください。

令和8年度当初予算内訳書の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございます。

資本的収入額は3億573万7,000円となっております。

2項の企業債でございますが、こちらは今年度更新予定の医療機器7点の原資となるものでございます。令和8年度は調剤支援システムの更新及び手術室の无影灯などを予定しております。

その他の項目につきましては御覧のとおりとなっております。

続いて、支出の部でございます。

資本的支出額は、収入額と同額の3億573万7,000円となっております。こちらにつきましては企業債の償還金、建設改良費としての機械備品の更新などとなります。

そのほかの項目につきましては御覧のとおりでございます。

続きまして、ページ戻りますが60ページを御覧ください。

令和8年度の予定キャッシュフローの計算書でございます。こちらにつきましては業務活動によるキャッシュフロー、投資活動、財務活動などを経まして、令和9年3月31日末時点の金額となります、4,422万9,000円の現金があるというような予測となっております。

61から66ページまでは職員費給与明細となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

67ページを御覧ください。

こちらは令和8年度に予定しております黒川病院のLED照明機器のリース料でございます。令和5年から令和10年度までの5か年のリースとなります。

同じく、老朽化によりまして能力が低下し、更新を予定しておりますボイラー設備用の冷凍機1号機更新工事となります。こちらに関しましては、発注してから機器の製作に長い期間を要するというので、それによる債務負担行為となっております。

続いて、68ページを御覧ください。

こちらは地方債に関する調書でございます。企業債の内訳となります。後ほど御確認いただければと思います。

69から71ページ、こちらは令和7年度の予定貸借対照表でございます。こちらも後ほど御確認いただければと思います。

72ページから73ページは令和7年度の予定損益計算書となります。こちらも同じく御確認いただければと思います。

続いて、74ページから76ページです。

こちらは令和9年3月31日現在となります、令和8年度の予定貸借対照表となります。こちらの主な科目でございますけれども、74ページの資産の部1、固定資産につきましては、ページの真ん中よりやや下のほうに固定資産合計とありまして、28億6,788万1,000円を予定しております。2の流動資産ですけれども、ページの下から2行目、流動資産合計とありまして、7,184万6,000円を予定しております。資産合計が29億3,972万7,000円となります。

75ページを御覧ください。

負債の部でございます。3、固定負債につきましては、固定負債合計が3億8,257万6,000円。4、流動負債の流動負債合計は9,352万3,000円となりまして、5、繰延べ収益の繰延べ収益合計が3億9,389万1,000円となります。負債合計につきましては8,008億6,999万円を予定しているものでござ

います。

76ページでございます。

資本の部でございます。6、資本金の資本金合計が70億7,186万8,000円を予定しております。7、剰余金は欠損金という形で、剰余金合計が50億213万1,000円となっております。資本合計としまして20億6,973万7,000円を予定しているものでございます。

74ページの資産合計と76ページの負債資本合計が、同額の29億3,972万7,000円となっておりますので御確認ください。

77ページは令和8年度の予算をどのような方針で策定したかという注記でございますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上が令和8年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 議案書51ページ、業務の予定量について、病床数が170床に対して、1日平均患者数、入院がこれ合わせると131名ということで、単純計算で病床の稼働率77%に見えます。予定量ですので前年の数字ありきなのは分かりますが、このままの数字でもよろしくないと思いますが、ここについて改善の対策等考えておりますか。御答弁ください。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 経営に関しましては協会のほうにお願いしているということで、協会のほうから出た数字なんですけれども、経営上、議員さん今日御指摘のとおり、このままだと赤字になっちゃうんじゃないですかというようなことなんですけれども、数字的に根拠のない数字を上げることはできないということで協会のほうで判断して、組合の予算書に上げる数値としてこのような数値を出してきたと。経営的には今年、令和8年度から診療報酬の改定などいい方向に行くというような話も新聞等に上がっておりますので、その辺も勘案しての経営判断だと思います、この数値は。そういったことで経営していけるというような判断だと思います。

なお、協会のほうで状態を改善していくために、いろいろ働きかけはやっております。ほかの病院と連携を図るために、大崎市民病院のほうに患者さんの紹介をお願いしますというような働きかけをしたり、同じく大学病院、また、周辺の大きな病院にも同じような営業をして経営努力のほうはしておるということで、数字的にここに実績を上げましたけれども、経営のほうとしては何とか努力して、今後も続けていきたいということで、御理解いただければと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 経営の努力を今後も続けていかれるということで安心いたしました。

少々質問変わりますが、富谷市長若生理事を筆頭に、ここの理事会のメンバーの皆さんの御協力を得て、医療連携支援等のプラットフォームの構築が今検討されております。黒川病院としてどのように関係していくのか、現状においてお話しいただけることだけで結構ですので、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 私の立場としてはあまりお話しはできないんですけども、連携して、やはり黒川病院は同じ病院同士で連携してやっていくものと、そういった方針で今までもやってきましたし、これからも経営方針としてそういったやり方で経営していくということには変わらないということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 説明書の81ページになります。

支出の1款病院事業費用3目経費10節修繕費なんですけれども、1億2,780万円ということで、今年度の予算に比較しましてかなり増額となっております。備考が3つほどあるんですけども、この内訳について、特に設備維持補修費の内訳につきまして、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長、田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 設備維持補修費、大幅に上がっているということで御指摘いただいたんですけども、こちらに関しましてはボイラーの設備用冷凍機1号機の更新工事、こちらが大きな金額となっております。予算を置いた当時は5,280万円。これだけでそのくらいの金額となっておりますので、それが大きな要因ということになります。

もう一つ大きなものとしましては、手術室系統の修繕ですとか、予定されているのがエアコンの修繕等も老朽化により必要だということで、そういったことも予定されております。

施設的にはやはり老朽化を迎えておまして、今後も毎年のように修繕料が上がっていくことになると思います。そういったところも加味しながら、計画的に修繕を今後していったら、病院を運営していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第 17、議案第 14 号令和 8 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決します。
お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 8 年第 1 回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 5 8 分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和8年2月16日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 渡 辺 良 雄

署名議員 伊 藤 嘉 樹

署名議員 平 渡 亮